

日本公開天文台協会「公式ロゴマーク制作委員会」設置要綱

(2023年8月29日 運営委員会承認)

(設置)

第1条 日本公開天文台協会の公式ロゴマークを制作することを目的として、会則第11条に定める委員会として「公式ロゴマーク制作委員会」(以下、委員会)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公式ロゴマーク(以下、ロゴマーク)を制作するため、次の事項を行う。

- (1) ロゴマークデザインの検討とロゴマークの制作に関すること。
- (2) ロゴマーク制作の実施スケジュールの立案と進行管理に関すること。
- (3) その他、ロゴマーク制作に関連すること。

(組織)

第3条 委員会は、本会の個人会員、準会員をもって組織する。委員のうち一定数は役員が務めるものとする。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)8月29日から施行する。